

狩浜移住交流体験住宅「きたかな」

施設利用上の注意事項

西予市役所まちづくり推進課

本施設は、移住を希望されている方及び西予市民等の交流を図り、移住希望者が西予市暮らしを体験するための施設です。施設を利用する場合は、地域の方々と積極的に交流を図るとともに、事前に次の注意事項を十分に確認してください。

1. 施設の予約の状況は、西予市明浜町狩江地区の地域づくり組織「かりとりもさくの会」に行ってください。
施設の定員は最大4名までとなっておりますが、これを超える場合は予めご相談下さい。
【かりとりもさくの会事務局】(狩江地域づくり活動センター内)
電話0894-65-0301
2. 施設を使用したい場合は、予約状況を確認し西予市移住交流体験施設使用申請書(以下「申請書」)を市役所まちづくり推進課まで提出してください。
【申請書の提出先】: 〒797-8501
愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市役所まちづくり推進課地域振興係
3. 施設の使用料は1日あたり1,400円です。施設使用開始前に市役所から送付される納付書により使用料の納付を行ってください。
4. 施設を使用できる期間は、原則5日以上30日間までです。
5. 施設の使用を開始するときは、かりとりもさくの会の方から鍵を受けとり、使用上の説明を受けてください。
6. 施設の利用者は、施設を留守にするときや就寝時には施錠を行ってください。

7. 火気の取り扱いに注意し、備付けの備品、什器類を適切に取り扱ってください。
8. ごみの処分は、かりとりもさくの会の方からの指示に従ってください。
(分別の方法は施設内に冊子を置いてありますので、必ず目を通して下さい)
9. 施設の使用期間最終日には、必ず施設内の清掃を行ってください。
退去時に、かりとりもさくの会の方の退去の確認を受け、鍵を返却してください。
10. 犬・猫等のペットを連れての利用はお断りします。
11. 建物内は禁煙です。
12. 施設の利用期間中に、利用者の過失による事故については、利用者の責任になります。
13. 利用者の責により施設や設備に損傷又は滅失をした場合は、速やかに報告をすることとし、修繕料を負担していただきます。
14. 施設及び設備の維持管理に努め、利用期間中は清掃等を確実に行ってください。
15. 食器・寝具等の家財道具は準備していますが、タオル、洗面衛生用品、調味料は備付けておりません。ご持参ください。
16. 寝具は、必ずシーツやカバーを付けて使用してください。
17. 次の事項に該当する場合は使用中であっても施設の使用をお断りする場合があります。
 - ・ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - ・ 建物、付属施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - ・ 他の使用者に迷惑をかけるおそれがあるとき。
 - ・ 施設を使って物品の販売、寄付の要請その他これらに類する行為を行ったとき。
 - ・ 施設を使って興行を行うこと。

- ・展示会、その他これに類する催しを行うこと。
- ・文書、図書、その他印刷物を添付し、又は配布すること。
- ・宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
- ・近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ・その他、施設の使用上ふさわしくない行為を行うこと。

18. Wi-Fi について

SSID(5G) : WARPSTAR-a-e9954b

SSID(2.4G) : WARPSTAR-g-e9954b

暗号キー : 0813d457f6383

19. お問い合わせ先

- ・かりとりもさくの会（事務局 狩江地域づくり活動センター内）：
電話0894-65-0301
- ・西予市役所まちづくり推進課地域振興係：電話0894-62-6403